

高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県新規狩猟者確保事業費交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を目的として狩猟免許等の取得に要する費用を市町村が補助する事業を支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金算定事業)

第3条 交付金算定の対象事業は、市町村が交付金の交付を受けようとする年度の前年度に、市町村の一般財源から拠出して実施した、別表第1に規定する要件等を満たす市町村事業とする(以下「交付金算定事業」という。)。

(交付金算定対象経費及び交付限度額)

第4条 交付金算定事業の交付金算定対象経費及び交付限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、国及び県の補助金等の対象となった事業については交付金の算定の対象としない。

(交付金の交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長は、別記第1号様式による交付金交付申請書を交付金算定事業が完了した年度の翌年度(以下「交付金交付年度」という。)の6月30日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、当該交付金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助金等実績報告書に代えるものとする。

(交付金の決定及び交付時期)

第6条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めたときは交付金の交付を決定し、交付金交付年度の8月31日までに市町村長に通知するも

のとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき決定した交付金を原則として交付金交付年度の9月30日までに交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金算定事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、証拠書類とともに当該事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (2) 交付金算定事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 交付金算定対象経費の算定に係る補助金の交付に当たって、補助金の交付を受けようとする者に対し、消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請させなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (4) 市町村が交付金算定対象経費に係る補助金を交付する対象者に県税の滞納がないこと。

(交付金限度額の算定の錯誤)

第8条 知事は、第6条第2項の規定により交付金を交付した後、交付金限度額の算定に錯誤があったことが判明し、交付金を増額又は減額する必要がある場合は、当該錯誤があったことが判明した年度以降の交付金の算定において調整することができる。

(交付金の変更の申請)

第9条 市町村は、交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受け

なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、変更交付決定通知書を当該市町村に通知するものとする。

(交付金の請求)

第 10 条 交付金の支払いを受けようとする市町村は、第 6 条第 1 項の規定による交付決定を受けた後、別記第 3 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第 11 条 知事は、交付金の支払いを受けようとする市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は交付金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付した者の消費税の申告により、知事に対して交付を申請した交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相当する額を減額して交付金の交付を受けたときにあっては、当該確定した消費税仕入控除税額等が当該減額した額を上回る場合に限る。）

- 2 前項第 3 号に該当する場合、市町村は別記第 4 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 12 条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 交付金算定事業の実施に当たって知り得た個人情報は、厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第 34 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第 14 条 交付金算定事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 7 条第 1 号、第 8 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

交付金 算定事業	交付金算定対象経費	交付金の使途	交付限度額
新規狩猟 者確保事 業	1 市町村が交付金を受けようとする年度の前年度（以下「前年度」という。）に、第一種銃猟免許試験、第二種銃猟免許試験又はわな猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）を受験する者が受講する一般社団法人高知県猟友会が実施する初心者講習会の受講料 2 前年度の狩猟免許試験の受験申込に必要な医師による診断書料 3 前年度に受講した、猟銃所持許可申請（更新を除く。）に必要な射撃教習受講料 上記1～3について市町村が前年度において補助を行った事業に充当した一般財源の額を交付金算定対象経費とする。 ただし、以下に掲げる者への補助に限るものとする。 ・ 高知県内の市町村に住民票を置く者 ・ 市町村が実施する有害鳥獣の捕獲に従事又は協力する旨の確認がとれた者 ・ 1及び2を対象とする場合は受講年度及び診断書発行年度の狩猟免許試験に合格した者で、過去にその種別の狩猟免許を有したことのない者 ・ 3を対象とする場合は、過去に射撃教習を受講したことがない者	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定による「被害防止計画」を策定し、同計画に基づいて施策を実施するために要する経費（県の補助事業の対象となった経費を除く。）	以下に掲げる算定式により算定した交付金算定対象経費の交付限度額と実支出額のいずれか低い額の合計額とする。 1 初心者講習会 以下に掲げる単価に、交付金算定対象経費欄に掲げる狩猟免許試験合格者数を乗じて得た額 ・ 10,000円／人 2 診断書料 以下に掲げる単価に、交付金算定対象経費欄に掲げる狩猟免許試験合格者数を乗じて得た額 ・ 2,000円／人 3 射撃教習 以下に掲げる単価に、交付金算定対象経費欄に掲げる射撃教習修了者数を乗じて得た額 ・ 37,000円／人

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。